

第1章 序章

1 地震の規模と被害の概要

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。この地震では、宮城県北部で震度7、東北・関東8県で震度6以上の強い揺れが観測され、巨大な津波の発生とも相まって、東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。

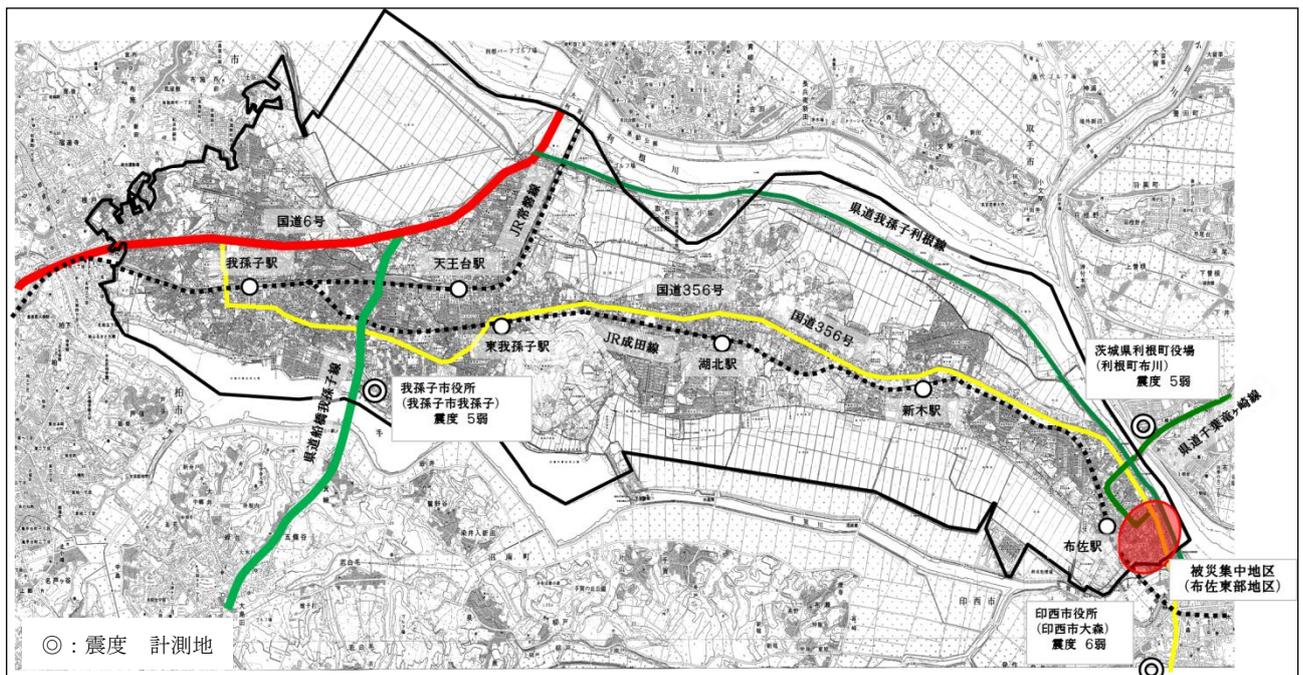
我孫子市では、幸い重傷以上の人的被害はなかったものの、激しい揺れや地盤の液状化により、家屋や生活基盤施設、公共施設等に大きな被害を受けました。

特に、市域東端の布佐東部地区では、大規模な地盤の液状化が発生し、市内全壊家屋の8割以上が集中する被害となりました。

■我孫子市及び近傍地の震度

| | (本震) | (余震) 震源：茨城県沖 |
|--------|----------------------|----------------------|
| 発生日時 | 2011年3月11日 14時46分 | 2011年3月11日 15時15分 |
| 我孫子市震度 | 5弱 (我孫子市我孫子) | 4 (我孫子市我孫子) |
| 近傍地震度 | 印西市大森：6弱 利根町布川：5弱 | 印西市大森：5弱 利根町布川：5弱 |

■被害集中地区と震度計測地の位置



■市内家屋の被害状況（平成 24 年 3 月 19 日現在 単位：棟）

| 地区名 | 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 | 被害合計 |
|-------------|-----------|---------|----------|----------------|----------------|
| 我孫子地区 | 7（5%） | 3（75%） | 33（35%） | 1174（36%） | 1217（35%） |
| 天王台地区 | 7（5%） | 0 | 10（11%） | 594（18%） | 611（17%） |
| 湖北地区 | 3（2%） | 0 | 4（4%） | 537（16%） | 544（15%） |
| 新木地区 | 4（3%） | 0 | 6（6%） | 461（14%） | 471（13%） |
| 布佐地区 | 113（85%） | 1（25%） | 42（44%） | 533（16%） | 689（20%） |
| 市域全体 | 134（100%） | 4（100%） | 95（100%） | 3299 （100%） | 3532 （100%） |
| 参考 非住家（空家） | 7 | 1 | 4 | 17 | 29 |
| 参考 非住家（店舗等） | 2 | 1 | 4 | 36 | 43 |

※（ ）内は市域全体に対する割合

2 策定の趣旨

我孫子市では、震災後直ちに、被災した公共施設等の復旧を進めるとともに、被災した市民が速やかに生活再建できるよう、被災者相談窓口の開設、国・県の支援策と連動した被災者支援の充実などに取り組んできました。

しかし、震災から1年が経過した現在も、家屋の復旧・再建の見通しが立っていない被災者も多く、さらなる取り組みが求められています。被害が集中した地区では、商店の廃業や人口の流出が進み、被災者以外の市民の生活にも影響が出ていることから、地区の再生に向けた取り組みも必要となっています。

さらに、首都圏直下型地震や房総沖を震源とする地震の発生が懸念される中、今回の大震災を教訓とした防災体制の見直しを行い、防災性の強化に向けて早急に取り組むことが求められています。

これらのことから、震災からの再生と災害に対応できる地域づくりに向けて、被害が集中した地区を中心とした全体的な取り組み方針並びに課題ごとの取り組み方針を整理した「我孫子市復興計画」（以下「復興計画」といいます。）を策定するものです。

なお、地震により発生した福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題については、別途計画を策定し、方針を整理していきます。

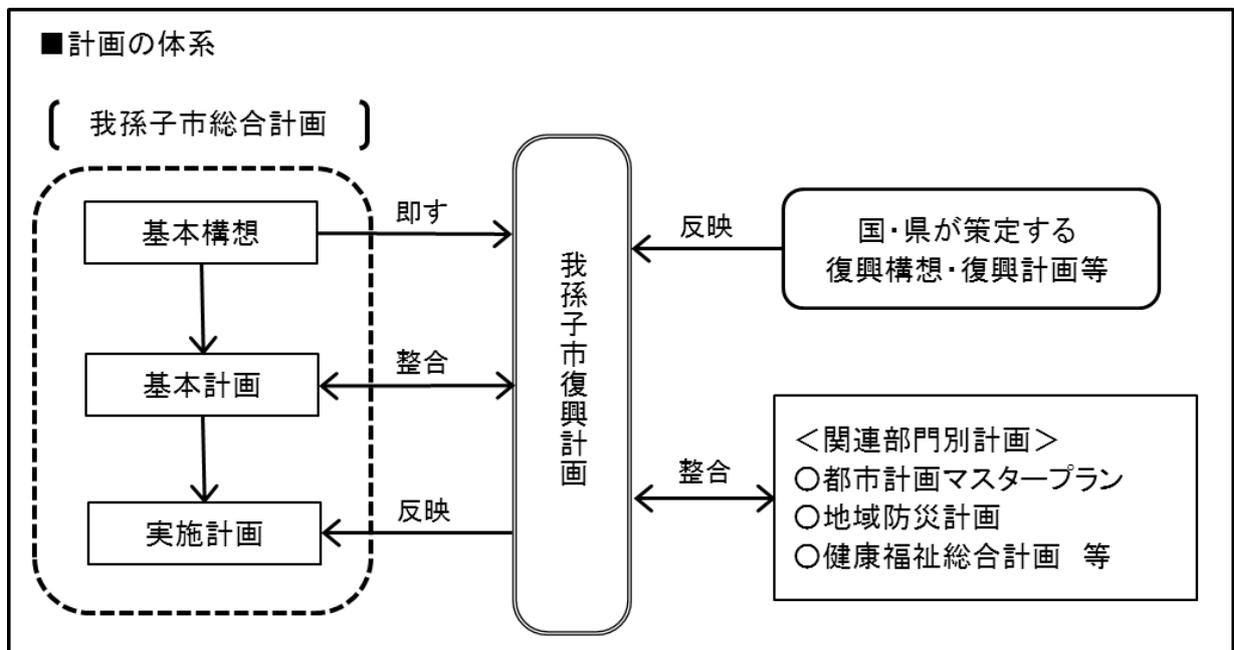
3 計画の期間

計画の期間は震災後おおむね 5 年間の平成 27 年度までとします。

ただし、被害集中地区の復興については、平成 26 年度の完了を目指していきます。

4 計画の位置付け

復興計画は、我孫子市基本構想に即すとともに、基本計画や各部門別計画と整合をはかるものとし、実施計画に反映していくものとします。

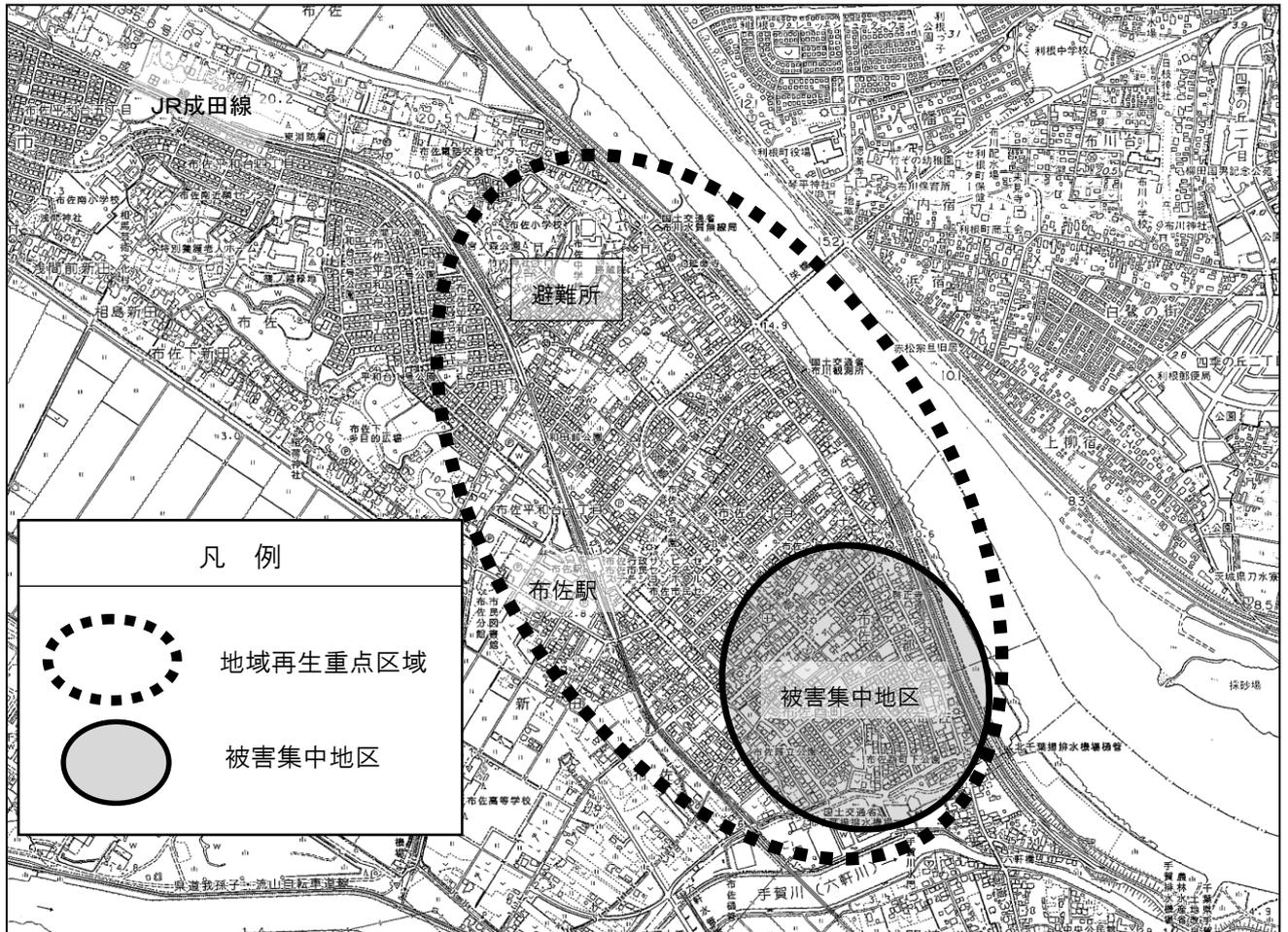


5 計画の区域

復興計画の対象とする区域は、我孫子市域全体とします。

なお、液状化による甚大な被害が集中した地区（被害集中地区）及び当該地域の避難場所や避難経路を有する地域一帯を、地域再生重点区域に位置付けます。

■地域再生重点区域位置図



第2章 復興の目標と施策の体系

1 復興の目標

2021年（平成33年）度を目標とする我孫子市基本構想（平成12年9月26日議決、改正：平成23年9月22日議決）では、我孫子市の将来都市像を

『手賀沼のほとり 心輝くまち』 ～ 人・鳥文化のハーモニ～

として共通の目標としています。

また、地区別構想では、被害が集中した布佐地区の将来像を

「緑があふれ、祭りに人が集う東の玄関口」

として、市民と共にすすめるまちづくりの目標としています。

震災からの復興は、基本構想の将来都市像、地区の将来像を実現していくことを目標とします。

なお、復興計画では、具体的な復興の目標を

1 市民生活の再建

2 生活基盤施設の復旧

3 魅力ある住宅地への再生

4 災害に対応できる地域づくり

として、集中的な対策を行っていきます。

2 施策の体系

復興の目標を迅速かつ確実に実現していくため、目標の実現に向けた施策を体系化します。

復興に向けた具体的な取り組みは、この施策に基づいて実施していきます。



※各施策（ ）内の番号は 第3章復興に向けた取組み との関連を示します

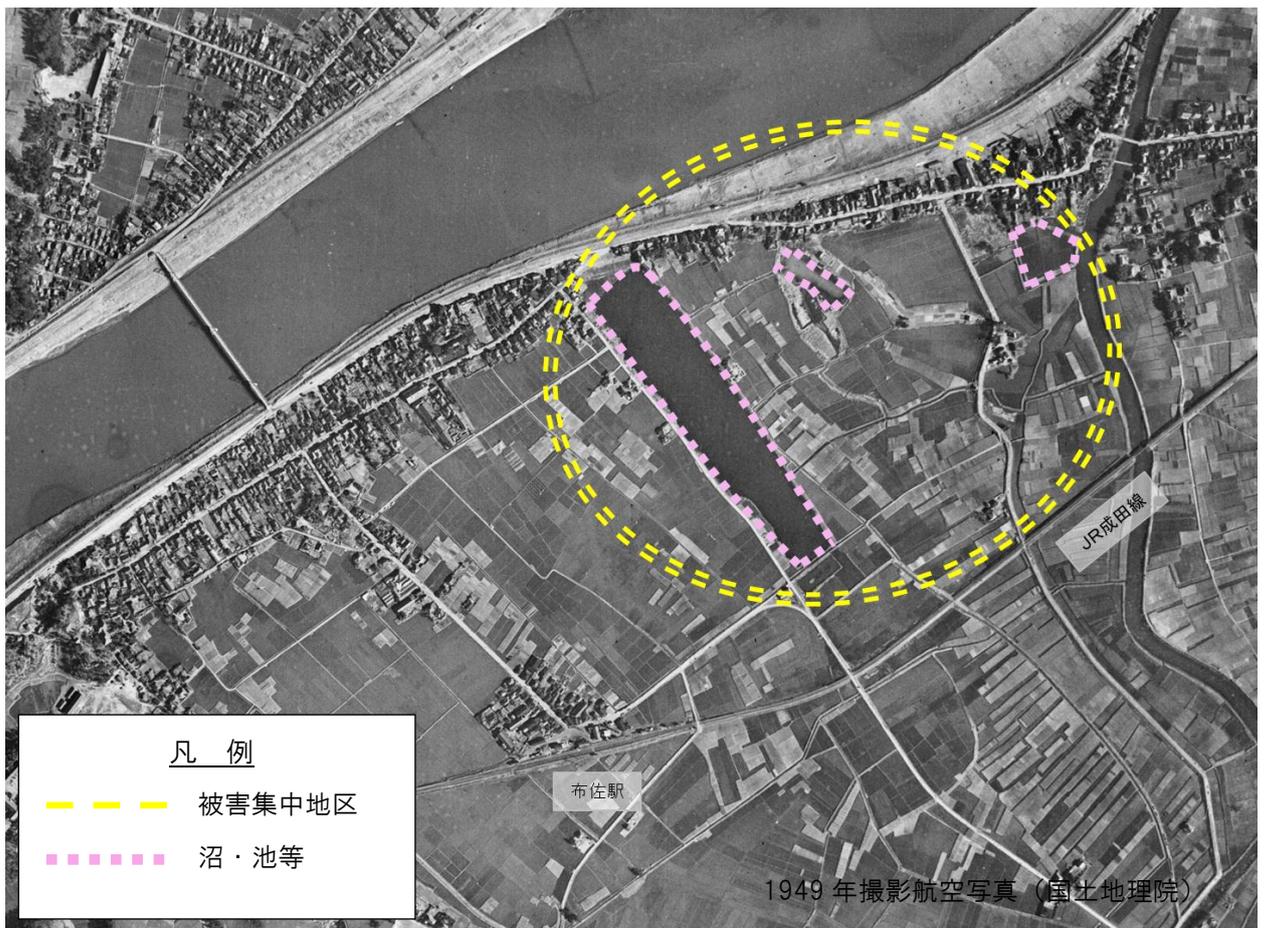
3 地域再生重点区域の整備方針

被害集中地区は、印西市との行政界に接する布佐東部地区約 13 ヘクタールの範囲で、昭和 30 年（1955 年）代に行われた土地区画整理事業により整備された区域が大半を占めています。

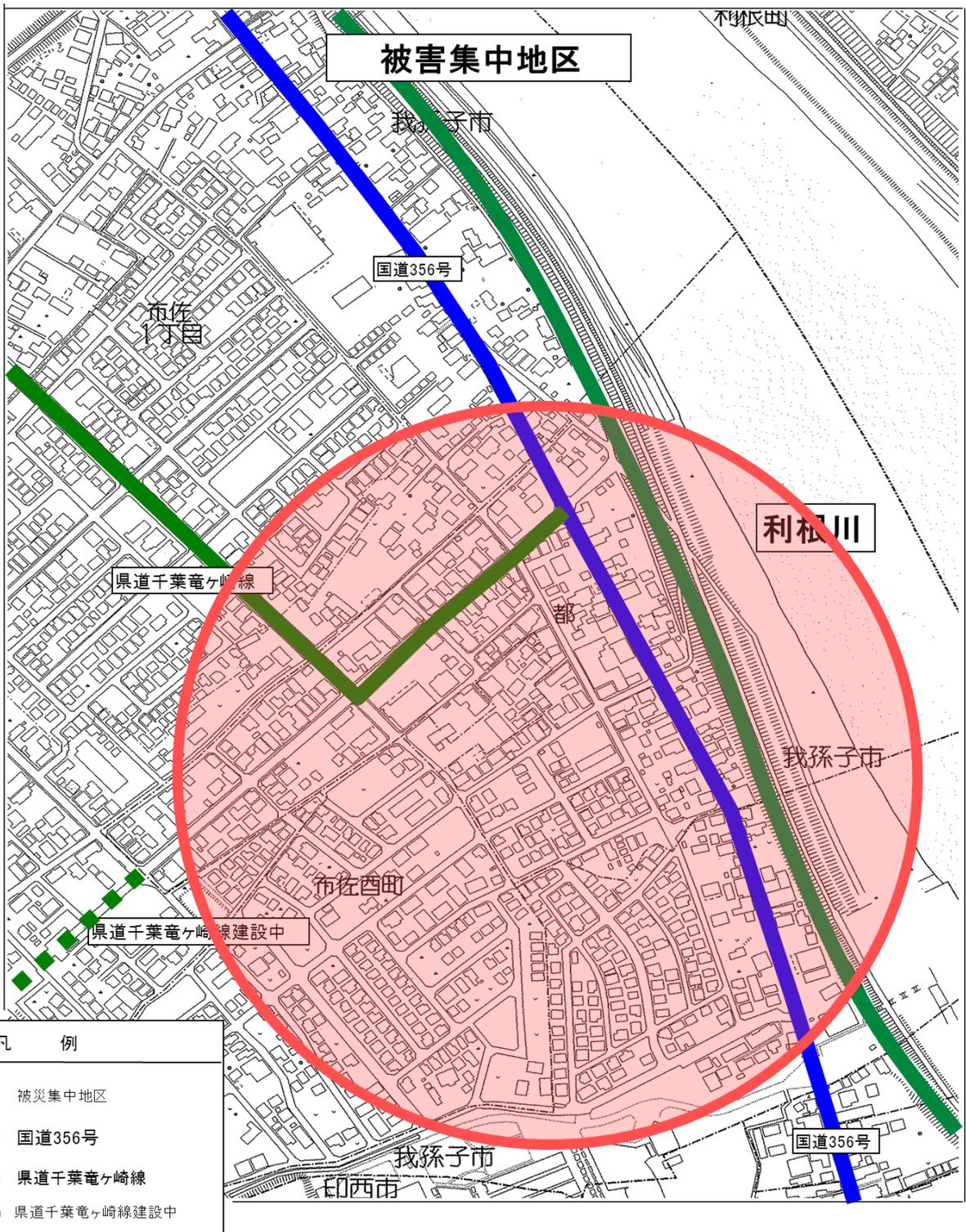
この土地区画整理事業は、昭和 27 年（1952 年）から始まった河川改修工事の浚渫（しゅんせつ）土砂で埋め立てた場所を宅地化したもので、埋め立て前は、沼や池が点在する場所でした。

地区内には、茨城県と千葉県を連絡する県道千葉竜ヶ崎線と北総地域の重要な幹線道路である国道 356 号が通過し、交通の要所となっており、震災前は、商業・業務系施設も立地し、良好な市街地を形成していました。

■埋め立て前の被害集中地区



■被害集中地区位置図



■被害集中地区の被害状況写真



(幹線道路周辺の被害状況)

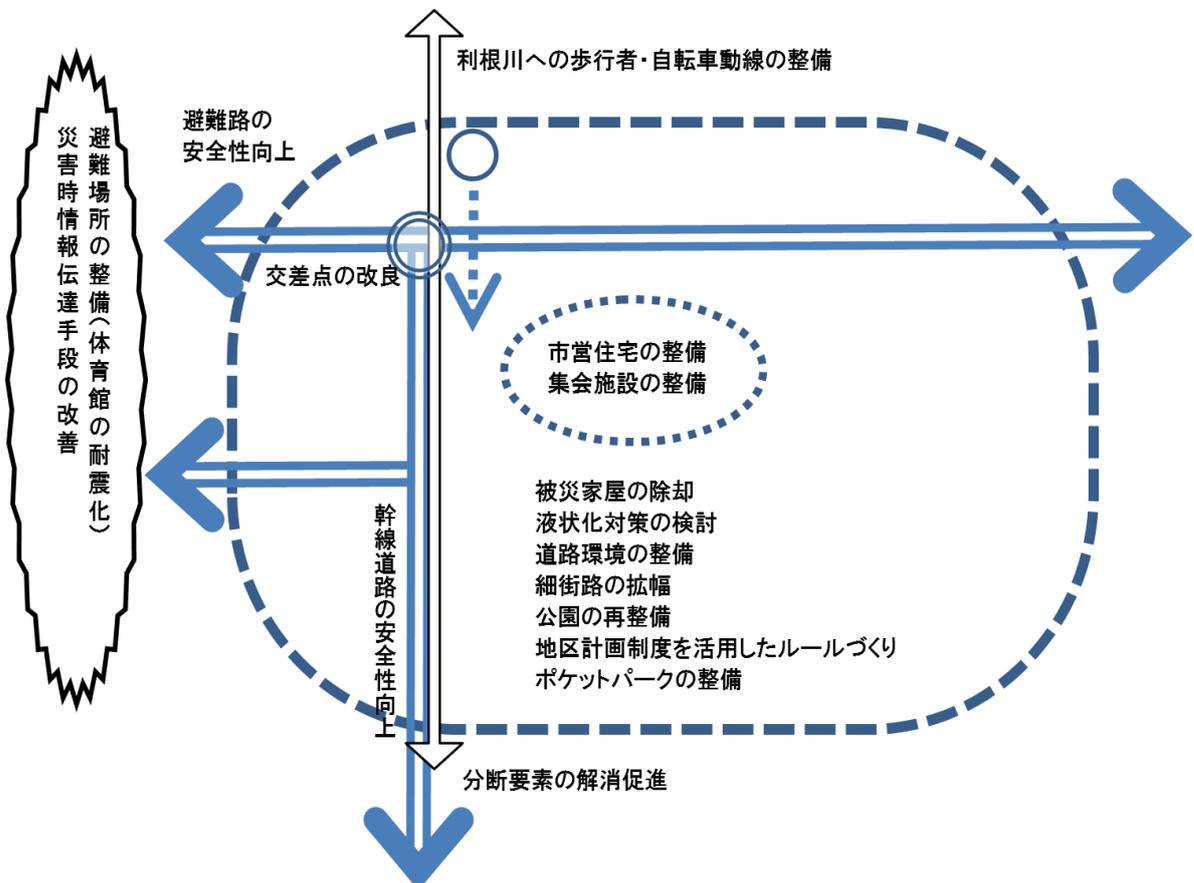


(電柱、家屋の被害状況)

（地域再生重点区域の整備方針）

- 地域の安全性を確保するとともに、良好な市街地環境を取り戻すため、危険性の高い被災家屋の除却を促進します。
- 住宅を自力で再建することが難しい被災者が、入居対象となる市営住宅を被災地内に整備します。
- 宅地や公共施設の液状化対策については、土地所有者の意向を踏まえながら、地域の特性に応じた手法を検討します。
- 今後の地震時に対応できるよう被災地内の道路、公園等の公共施設を再整備し、住宅地としての機能を再生します。
- 液状化対策を含めた地震に強いまちづくりを進めていくため、地区計画制度を活用したきめ細かなルールづくりを検討します。
- 被害集中地区のうち特に再液状化の危険性が高い地区については、公共利用の可能性を検討します。
- 災害時の安全性を確保するため、避難所・避難路の環境整備を進めるとともに、災害時の情報伝達手段を改善します。

■地域再生重点区域の整備方針図



第3章 復興に向けた取り組み

1 市民生活の再建に向けて

① 相談体制・情報提供の充実

現況と課題

- 東日本大震災の発生により、多くの市民が被災者となりました。特に、家屋に甚大な被害を受けた市民は、当面の生活に関すること、被災家屋の処理に関すること、住宅の再建に関することなど、多くの課題に直面しました。
- 市では、被害集中地区への現地相談窓口の開設や市役所への被災者総合相談窓口の設置により、被災者からの相談に対応するとともに、説明会の開催や市広報を活用した情報提供に努めてきました。
- また、7月には、被害集中地区内に常設の相談窓口を開設し、被災者からの様々な相談に対応するとともに、10月からは布佐東部地区復興通信を発行して、情報の提供を行っています。
- 震災から月日が経過するにつれ、住宅の再建や修理に伴う具体的な相談、税金の取り扱い等、被災者からの相談内容も多岐にわたり、特に、健康被害に関する相談が多くなっています。
- このため、保健師による健康相談を定期的を実施するなど、被災者の状態に応じた対応を行っています。
- 被災者の生活再建にある程度の見通しがつくまでは、引き続き相談体制の充実や情報提供の充実を進めていく必要があります。



(相談窓口を兼ねた復興対策事務所)

- 被害集中地区における相談窓口の開設 (既 1 - ① - I)
- 個別課題に対応する相談体制の充実 (既 1 - ① - II)
- 市広報、復興通信を活用した情報の提供 (既 1 - ① - III)

■布佐東部地区復興通信

第1号 (平成23年12月18日 熊鷹子市役所布佐東部地区復興対策室発行)

布佐東部地区

復興通信

復興

ABIKO

布佐東部地区の復旧・復興状況を お知らせします

三月十一日に発生した東日本大震災で地盤の崩壊被害が発生した「布佐東部地区」では、復興高規格から行ってきた、道路や上下水道等の生活基盤施設の応急復旧はほぼ終了し、現在、本格復旧に向けた準備作業を行っています。

この内、上下水道と道路の本格復旧は、今年度から、三年の平成二十五年二月までの完了を目指して、工事を進めていきます。

各施設の復旧工事予定

（道路）
道路並びに道路開闢の復旧工事は、上下水道の復旧工事が完了した段階で実施します。また、特に被害が大きく、道路の境界が不明となっている箇所については、境界の確定測量を予定しています。測量を行う区域の皆さんには、詳細が決まり次第、立会いのお断りをされた説明会を開催する予定です。

（下水道）
下水道の復旧工事は、千葉県下水道公社への委託契約を七月に締結し、現在、工事発注に向けての具体的な準備を行っています。

（下水道）
下水道は、十二月から順次工事を始め、来年三月末までに全ての復旧工事を完了させる予定です。幸本地区復旧が完了するまでご連絡をおかけしますが、ご理解の程、よろしくお願いたします。

「布佐東部地区復興計画」の「意見を募集しています」

市では、今後の本格復旧、さらには復興を進めるにあたり、全体的な取り組み方針並びに課題、この取り組み方針を整理した「復旧・復興対策方針」を決定しました。

この中で、被害が集中した布佐東部地区の復興については、「布佐東部地区復興計画」を策定し、計画に沿って復旧を実施していくこととなりました。この「復興計画」については、被災者をはじめ地域の皆さんのご意見を伺いながら、来年の三月までに策定することとしています。

「復興計画」では、布佐東部地区の復興の目標を明らかにするとともに、目標を達成するために出がなければならないことや地域の方たちに担っていただくことを整理し、具体的な手順、方法などを示していく予定です。

布佐東部地区を安全で快適に暮らせるために所望していくために、何か良いアイデア、ご意見がありましたら、是非、お聞かせください。

なお、復興計画の策定経過については、「復興通信」でお知らせしていきます。

（担当）
熊鷹子市役所復興対策室
〒2770 1102 熊鷹子市郡1-0の1
☎ 04-771859・2462
Fax 04-771859・0881
市の子「ムベ」ネットアップページ「復興」各課へのお問い合わせ「から」ご意見をお送りいただくことが出来ます。ご利用ください。

市役所からのお知らせ

身元保証書義援金（一部損壊世帯）の申し込みを受け付けています

千歳復興義援金配分委員会では、これまで、住家の全壊・大規模半壊・半壊の世帯に義援金を配分してまいりましたが、一部損壊世帯にも義援金を配分することを決定しました。

貴日本大震災により住家（借家・集合住宅を含む）に被害があり、かつ半壊に至らない世帯の方は、十一月十日までに、連絡の写し等を添付の上、お申し込みください。

詳細は、市民安全課（☎7785・1111内線217）または布佐東部地区復興対策室にお問い合わせください。

身元保証書相談会を開催します

復興士会助支部による、個人の方を対象とした身元保証書（借家・借家・借家）の無料相談会を、次の通り行いますので、ご利用ください。なお、詳細については、十一月一日の広報でお知らせします。

○日時 十一月十七日（日曜日）
受付 午前十時～正午 午後一時～四時
○場所 近隣センター 本さの風 ホール
（お問合せ先）
復興対策 個人課税第一部門
☎ 04-77146 2321

身元保証書相談会からののお知らせ

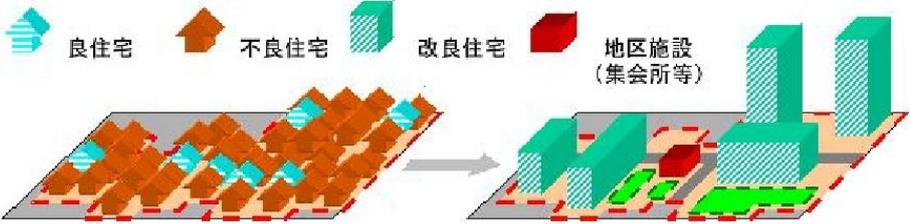
対策室では、支援制度に関する各種手続き、相談をお受けしています。何かお困りのことなどがありましたら、尚ほなにとでも結構ですので、事務所（郡1-0の1）までお越しください。（お断りいただくことが御座りますが、ご連絡いただければ、こちらから伺います。）

主な取り組み

② 建築物の再建・修理への支援

| | |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の再建や修理に関しては、国の生活再建支援制度をはじめ、千葉県液状化等被害住宅再建支援制度、我孫子市液状化等被害住宅再建支援制度、我孫子市被災住宅修繕支援制度等により、経済的な支援を行っています。 ● また、被災者に対する住宅資金の融資については、国の災害復興住宅融資制度や各金融機関における被災者向け融資制度等の支援が行われており、市でも、金融機関からの借り入れに対する利子補給制度を行っています。 ● しかし、住宅の再建や修理がいまだ完了していない被災者も多いことから、引き続き支援制度を継続していくとともに、制度が利用しやすい形となるよう工夫していく必要があります。 ● さらに、現在、支援の対象となっていない商店や事業所等の非住宅建物への支援、アパート等の貸家所有者への支援についても、検討していく必要があります。 |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県支援策と連携した支援の実施 (既 1 - ② - I) ○ 利子補給制度の充実 (既 1 - ② - II) |

③ 被災者が生活できる場の確保

| | |
|---------------|---|
| <p>現況と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 市では、震災により避難を余儀なくされた市民の当面の生活の場を確保するため、仮設住宅の建設に代えて、市内の空いている民間賃貸住宅を活用することとし、家賃補助を行ってきました。 ● 被害集中地区では、現在、多くの被災者が避難生活を送っていますが、避難している被災者の中には、今後の住宅再建の見通しが立っていない人も多くいます。 ● また、被災した住宅を応急的に修理した状態で、引き続き生活を続けている被災者も多くおり、家屋の傾斜による健康被害が課題となっています。 ● このため、住宅の自力再建が困難な被災者の生活の場を確保するため、既存の市営住宅を活用していく必要があります。 ● さらに、被害集中地区内に新たな市営住宅を整備し、必要な住宅戸数を確保していく必要があります。 |
| <p>主な取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間賃貸住宅入居者への家賃補助 (既 1 - ③ - I) ○ 既存市営住宅の活用、新たな市営住宅の整備 (1 - ③ - II) <p>■被災地区への市営住宅（改良住宅）整備手法（住宅地区改良事業）</p>  <p>The diagram shows a transition from a residential area with a mix of 'Good Housing' (blue) and 'Poor Housing' (orange) to a 'Renovated Housing' area (green). A 'Community Facility (e.g., meeting place)' (red) is also shown. The legend identifies: 良住宅 (Good Housing) in blue, 不良住宅 (Poor Housing) in orange, 改良住宅 (Renovated Housing) in green, and 地区施設 (集会所等) (Community Facility (e.g., meeting place)) in red.</p> |

① 境界の復元

現況と課題

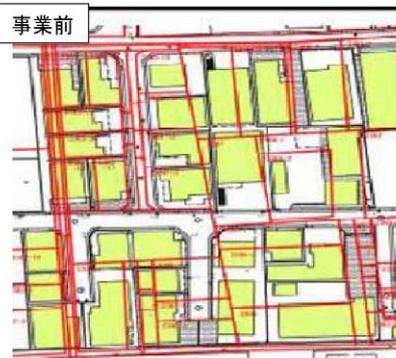
- 被害集中地区では、地盤の液状化のため道路と宅地の境界部に設置されていた側溝や塀の位置が動いてしまい、道路と宅地の境界が不明確になっています。
- 震災後に実施した道路境界現況測量によれば、地殻変動による日本列島自体の変位とは別に、建物や塀、道路の位置が大きいところで数十センチメートル、また様々な方向へと移動していることがわかりました。
- このため土地の売買、住宅の新築、壊れた塀の修理等ができないケースも発生しており、復興への大きな障害となっています。
- また、国・県道を含めた道路の復旧工事に着手するにあたって、境界の復元は、早急に対応しなければならない課題となっています。
- このため、地盤の変動が大きい地域については、一体的な境界確定を行っていく必要があることから、現在、境界再確定測量を行っています。
- 境界再確定測量については、国土調査と同等以上の基準で実施し、最終的に法務局の地籍情報と現地が整合できるよう、測量成果を活用していくことが必要となります。



(道路境界の調査状況)

- 一体的な境界確定測量の実施 (既 2 - ① - I)
- 測量成果の活用 (2 - ① - II)
- 道路境界の復元(境界確定測量未実施部分) (既 2 - ① - III)

■境界再確定作業イメージ



事業前

— 公図上の敷地境界
⇒公図と現況に大きなズレ



事業後

— 施行後の登記備付地図
の敷地境界

主な
取り
組み

② 被災公共施設等の本格復旧

| | |
|---------------|--|
| <p>現況と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災により、市内では道路の亀裂や学校施設の損壊等、公共施設にも多数の被害を受けました。 ● 特に、被害集中地区では、地盤の液状化による道路の沈下や破損、下水道マンホールの浮き上がり等、公共施設にも甚大な被害を受けました。 ● 市では、震災後直ちに、道路上に噴き上げた砂の撤去を行うとともに、ライフラインの復旧を目的とした応急対策を行ってきました。 ● その後、被害状況の詳細な調査、国の財政的支援を受けるための手続き等、本格的な復旧に向けた準備を行ってきました。 ● 復旧工事は、地下に埋設する上水道、下水道工事を先行して行い、その後、道路の復旧工事を実施することとなっていますが、地域の復興には公共施設の復旧が欠かせないことから、これらの工事を円滑かつ確実に実施していく必要があります。 |
| <p>主な取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市道の復旧 (既 2 - ② - I) ○ 下水道施設の復旧 (既 2 - ② - II) ○ 水道施設の復旧 (既 2 - ② - III) ○ 国県道復旧工事との調整 (既 2 - ② - IV) <div style="text-align: center;">  <p>(水道施設の復旧工事)</p> </div> |

3 魅力ある住宅地への再生に向けて

① 被災した家屋の除却の促進

| | |
|---------------|---|
| <p>現況と課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 震災により、多くの市民が被災した家屋の取壊しをしなければならなくなりました。 ● 住宅の再建費用に加え、さらに被災家屋の除却費用も負担することは、被災者の生活再建に非常な困難を来すことから、除却に対する支援を求める声が被災者から多く寄せられてきました。 ● こうしたことから、市では、被災家屋を解体する際に発生するがれきを市が処分する制度を創設し、平成 24 年 1 月末現在で 59 件（うち被害集中地区 19 件）が制度を活用しています。 ● しかし、被害集中地区では、再液状化への不安から地区外に転居する被災者が多いことから、被災家屋の除却が進まず、将来的に空き家として残ることが懸念されています。 ● 空き家となった被災家屋は、防犯・防災上の問題に加え、復興を進めるうえでは景観の観点からも問題があることから、早期の除却が重要な課題となっています。 ● また、被災家屋を家財の収納場所として利用している被災者も多いことから、倉庫等の借りに係る助成等、家財の一時保管に対する支援策についても検討していく必要があります。 |
| <p>主な取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋解体で発生するがれきの処分（ 3 - ① - I） ○ 被災家屋除却の促進（3 - ① - II） ○ 家財の一時保管場所の確保（3 - ① - III） <div style="text-align: center;">  <p>（被災家屋の解体）</p> </div> |

② 液状化した宅地の復旧と対策

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <ul style="list-style-type: none">● 被害集中地区のうち特に液状化被害が集中した地区は、昭和 30 年（1955 年）前後に河川の浚渫（しゅんせつ）土砂で埋め立てが行われた場所と一致していることが、調査により明らかになりました。● また、震災後に実施したボーリング調査の結果では、液状化の原因となった砂層は、地下約 1 メートルから、層厚約 1.5～3.5 メートルのごく浅い人工的に埋め立てられた層であることがわかりました。● 国では、復興基本方針（東日本大震災からの復興の基本方針：平成 23 年 7 月 29 日決定）に基づき、液状化のメカニズムの研究や宅地と道路の一体的な液状化対策手法の検討が行われています。● 液状化被害にあった被災者のほとんどは、将来の再液状化に不安を感じており、液状化対策の必要性を感じているものの、地価と比較して液状化対策に係る経費が割高になるとの理由から、費用負担については、消極的な意見が多いのが現状です。● このため、国等で行っている研究の経緯を注視しながら、被害集中地区の実情に合った安価で効果的な対策を検討していく必要があります。● また、地盤の液状化により大きく沈下した宅地への雨水の流入を防止するとともに、宅地からの雨水排水を確保するため、道路の復旧高に合わせ、宅地の高さを調整する必要があります。 |
|-------|---|

③ 公共施設の再整備

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <ul style="list-style-type: none">● 震災で最も広範囲にわたって面的被害が発生した被害集中地区では、道路、公園等の公共施設にも被害が発生しており、その復旧に合わせ、施設の再整備を行っていくことが求められています。● 当地区の大半は、土地区画整理事業によって整備された住宅地ですが、昭和 30 年代に事業が完了しているため、道路の幅員や公園の規模は、現行の公共施設の整備基準を下回ったものとなっています。● また、当地区の道路の一部では、ブロック塀等の倒壊により車両の通行ができず、ライフラインの復旧作業にも支障があったことから、震災時の安全性を確保する上でも、細街路の拡幅整備が求められています。● 当地区の街区公園（都 1 号公園）は、被災者の一時的な避難場所及び震災時における仮設トイレの設置場所として活用されてきたことから、今後懸念されている大規模地震に対する一時的な避難場所として、さらに機能を発揮できるように、再整備をしていく必要があります。● また、当地区内を通過する国道 356 号と主要地方道千葉竜ヶ崎線は、今後懸念されている大規模地震に対応するための重要な避難道路となることから、歩行者の安全確保に重点をおいた再整備について、道路管理者である千葉県と整備に向けた調整を行っていく必要があります。 |
|-------|---|

- 街区道路の再整備 (3 - ③ - I)
- 防災機能を備えた公園の再整備 (3 - ③ - II)
- 国道356号、県道千葉竜ヶ崎線の整備 (3 - ③ - III)



(都1郷公園)



(国道356号と千葉竜ヶ崎線の交差点)

④ 地域の特性を生かしたにぎわいづくり

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <ul style="list-style-type: none">● 被害集中地区では、多くの被災者が地区外へ転居し、従来のような近隣同士の付き合いが維持できない状況になっています。● 今後、地域における防災体制を構築していくためにも、人口の流出を食い止めるとともに、震災前の人口水準を最低限維持していく必要があります。● そのためには、当地区の魅力を生み出すため、地域のにぎわいづくりを行い、被災地を住宅地として再生することが重要です。● 布佐地区は、古くから水運で栄え、市内では唯一、利根川から身近な位置に市街地が形成されています。● 布佐地区北側に接する利根川堤防上には、県道佐原我孫子自転車道が、また、地区南側の手賀川・手賀沼沿いには、県道我孫子流山自転車道が整備されており、近年の健康志向から多くの人に利用されています。● 被害集中地区を中心に、その周辺も含めた地域の活性化を図るためには、これら2つの自転車道と連続する道路計画について、当地区内を経由するルートとすることにより、歩行者や自転車利用者を地区内に呼び込む必要があります。● また、歩行者や自転車利用者が休憩できる場所や、当地区内にあるおいを与えるポケットパークの整備を行うなど、魅力ある地域づくりを進める必要もあります。● 当地区の人々がコミュニティを再構築するための場として、誰もが気軽に利用できる集会施設の整備が求められています。● また、震災により休業や廃業を余儀なくされた商店や事業所の再開・再建は、地域全体の復興に向けた重要な要素となることから、事業者の意向を踏まえつつ支援を行っていく必要があります。 |
|-------|--|

■被害集中地区と周辺部の人口推移
 (※我孫子市町丁別世帯数及び人口報告抜粋)

| | | 世帯数 | 人口 | | |
|--------|-----|--------|---------|--------|--------|
| | | | 計 | 男 | 女 |
| 布佐西町 | 震災前 | 272 | 699 | 350 | 349 |
| | 震災後 | 274 | 693 | 345 | 348 |
| 布佐1丁目 | 震災前 | 468 | 1,031 | 534 | 497 |
| | 震災後 | 469 | 1,026 | 528 | 498 |
| 布佐 | 震災前 | 1,654 | 4,037 | 1,988 | 2,049 |
| | 震災後 | 1,652 | 4,024 | 1,964 | 2,060 |
| 都 | 震災前 | 231 | 549 | 263 | 286 |
| | 震災後 | 191 | 428 | 204 | 224 |
| 布佐地区全体 | 震災前 | 4727 | 11,747 | 5770 | 5977 |
| | 震災後 | 4,683 | 11,517 | 5,622 | 5,895 |
| 我孫子市全体 | 震災前 | 55,169 | 134,857 | 66,639 | 68,218 |
| | 震災後 | 55,339 | 134,199 | 66,228 | 67,971 |

※ 震災前：2011.3.1 震災後：2012.1.1

- 利根川への歩行者・自転車動線の充実 (3 - ④ - I)
- 空地を活用したポケットパークの整備 (3 - ④ - II)
- 集会施設の整備 (3 - ④ - III)
- 被災事業者への再建支援 (3 - ④ - IV)



(地元で開催された復興イベント)

⑤ 市民主体の地域づくりへの支援

現況と課題

- 震災を契機に、市民の防災に対する関心が高まり、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けた地域の取り組みも始まっています。
- 被害集中地区では被災者の会が結成され、震災からの復興に向けた取り組みに加え、震災に強い安心して暮らせる地域づくりに向けた取り組みが行われようとしています。
- しかし当地区内においても、敷地の位置や建築物の構造によって被害の程度が大きく異なっており、一部の被災者だけでの取り組みでは具体的な検討にも限度があることから、行政の積極的な関与が求められています。
- 特に、地盤の液状化により沈下や倒壊が多く発生した石塀やブロック塀について、今後、新たに築造する場合のルールづくりが必要です。さらに、宅地地盤の液状化対策、道路からの建築物の壁面後退や宅地内の道路沿いでの緑化を促進するためのルールづくりも必要であり、これらは地震に強いまちづくりを進める上で重要な要素となっています。
- こうしたことから、地区内の市民同士が問題意識を共有し、解決に向けての方策を導き出せるよう、市が積極的に関わっていくことが必要です。
- また、他の地域においても、震災を教訓とした安全な地域づくりに向けた、ルールづくりが進むよう、積極的な支援を行っていく必要があります。



(震災により倒壊した門柱：我孫子市都地先)

○ 地区計画制度を活用したルールづくりの検討 (3 - ⑤ - I)

■ 市内における主な地区計画

| | |
|---------------------|--|
| 新木駅南側地区 (55.8ha) | <ul style="list-style-type: none">・ 建築物等の用途制限・ 敷地面積の最低限度・ 建築物の壁面位置制限・ 建築物の高さ制限・ かき又はさくの構造の制限 |
| 布佐駅南側地区 (12.7ha) | <ul style="list-style-type: none">・ 建築物等の用途制限・ 敷地面積の最低限度・ 建築物の壁面位置制限・ 建築物等の高さ制限・ かき又はさくの構造の制限・ 土地利用（緑化） |

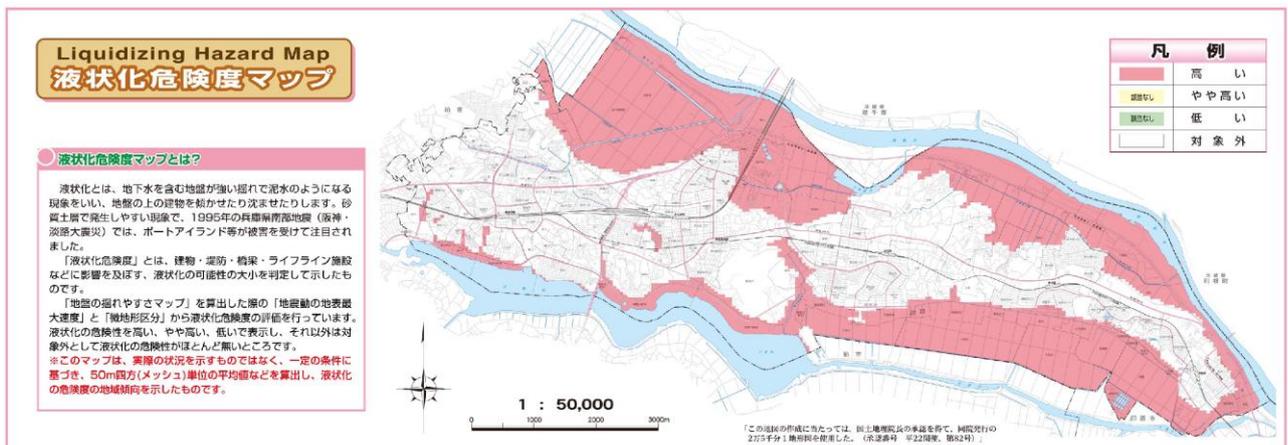
主な
取り
組み



(地区計画により整備された住宅地)

① 液状化対策の推進

| | |
|--------|---|
| 現況と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ● 我孫子市は、東京からおおむね 30 キロメートル圏内に位置し、手賀沼と利根川にはさまれた細長い馬の背状の地形となっています。市街地は台地上から低地部に広がっていますが、低地部の住宅地の多くは、高度成長期に湿地や農地を埋め立てて造成されています。 ● このため、被害集中地区以外でも、市内で地盤の液状化と思われる被害が発生し、建物等に被害がありました。 ● 市では、防災マップを作成するにあたり、液状化に注意する必要がある区域を位置付け、注意を呼びかけてきましたが、今回の被災箇所は、必ずしもそれらの区域と一致しませんでした。 ● このため、液状化の危険性を改めて調査した上で、市民に情報提供していくことが必要です。 ● また、液状化対策に関するさまざまな情報を収集し、それぞれの土地利用の状況や予算に応じた有効かつ適切な対応手段が見いだせるよう、市民へ情報を提供していく必要があります。 |
| 主な取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 液状化ハザードマップの作成 (既 4 - ① - I) ○ 液状化対策に関する情報の収集・提供 (既 4 - ① - II) |



② 避難所・避難路の整備

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <ul style="list-style-type: none">● 首都圏直下型地震や房総沖を震源とする地震の発生が懸念される中、震災時における避難所及び避難路について、安全性の確保と機能の充実に向けて、早急な対応が求められています。● 我孫子市では、市内小中学校を災害時に避難所として開放することとしています。今回の震災では、まだ耐震補強工事を実施していない体育館を中心に外壁や建物接合部などに多くの被害がありました。● 震災により被害を受けた小・中学校の施設の改修や、今後想定される大規模地震に避難所として対応するため、校舎や体育館の耐震補強工事、大規模改造工事並びに危険な避難所施設の改築工事を早急に行っていく必要があります。● また、災害時の避難所となる学校周辺の道路の安全性の確保、通行支障箇所の改良については、今回の被害状況を見据えた上で、対策を講じる必要があります。● 被害集中地区については、広大な公共空地である利根川河川敷を一時的な避難場所として活用するため、利根川堤防上に誰もが安全に利用できる避難経路を確保することが求められています。● また、震災により幹線道路が通行止めとなっていた約 1 か月間は、地域の交通が大きく麻痺し、住宅地への通過交通の流入抑制や災害関連車両の通行の確保が大きな課題となりました。● 現在、千葉県では、県道千葉竜ヶ崎線と国道 356 号バイパスを接続するための工事を行っていますが、災害時における動線確保の観点から、早期完成が求められています。 |
|-------|---|

- 避難所の整備（避難所の耐震化と危険建築物の改築）
（既 4 - ② - I）
- 避難路の安全性の確保 （4 - ② - II）
- 利根川堤防への避難経路の確保 （既 4 - ② - III）
- 県道千葉竜ヶ崎線の整備促進 （既 4 - ② - IV）



（一級河川利根川）



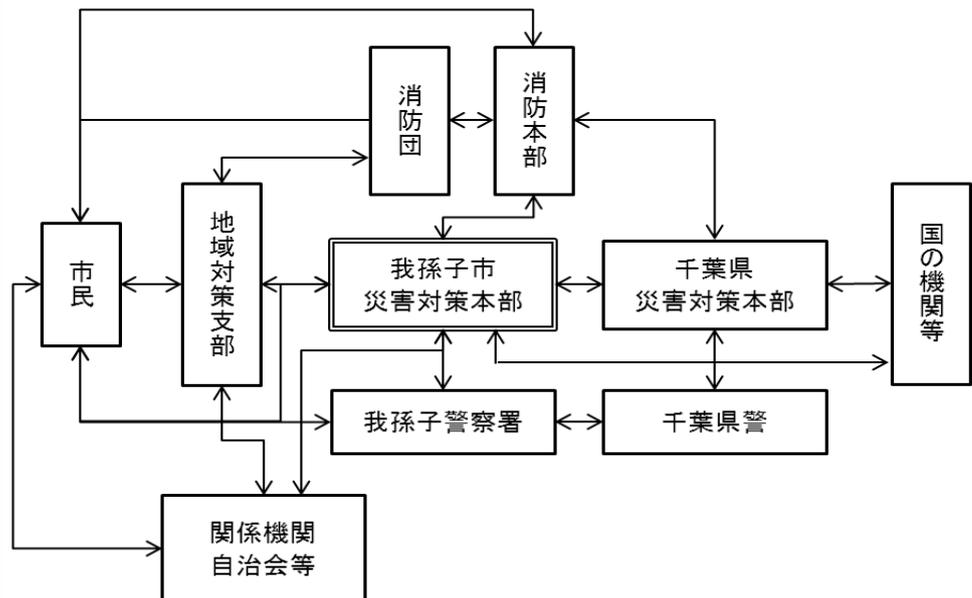
（主要地方道千葉竜ヶ崎線整備状況）

③ 震災を教訓とした防災体制の整備

現況と課題

- 東日本大震災では、これまで進めてきた防災体制の課題が明らかになりました。
- 首都圏直下型地震や房総沖を震源とする地震の発生が懸念される中、市民が安心して生活できるよう、一刻も早い防災体制の見直しが求められています。
- 特に、主な手段を携帯電話としてきた連絡体制については、震災後数日間はほとんど機能しない状況になりました。
- このため、対策本部と地域支部との連絡をはじめ、初動活動を担う消防団との連絡、市民からの救助要請等、災害時に必要となる連絡ができない状況となりました。
- また、放射性物質の問題への対応を含めた緊急時の水の確保、帰宅困難者対策を含めた地域の状況に応じた備蓄品の整備等、震災時の状況を踏まえた防災体制の整備が必要です。
- さらに、地域と行政それぞれの役割を整理した上で、地域防災計画を見直す必要があります。
- 被害の状況や、震災時の対応、震災後の復旧・復興などに関する記録は、災害に強いまちづくりを進めていく上で重要な資料となることから、整理保存していく必要があります。

■災害時における主な通信連絡系統



- 地域防災計画の見直し (既 4 - ③ - I)
- 地域の実情に合った備蓄品の整備 (既 4 - ③ - II)
- 確実な情報伝達手段の整備 (4 - ③ - III)
- 地域防災組織等への配備品の充実 (4 - ③ - IV)
- 飲料水備蓄施設の整備 (4 - ③ - V)
- 災害記録の整備 (既 4 - ③ - VI)

主な
取り
組み



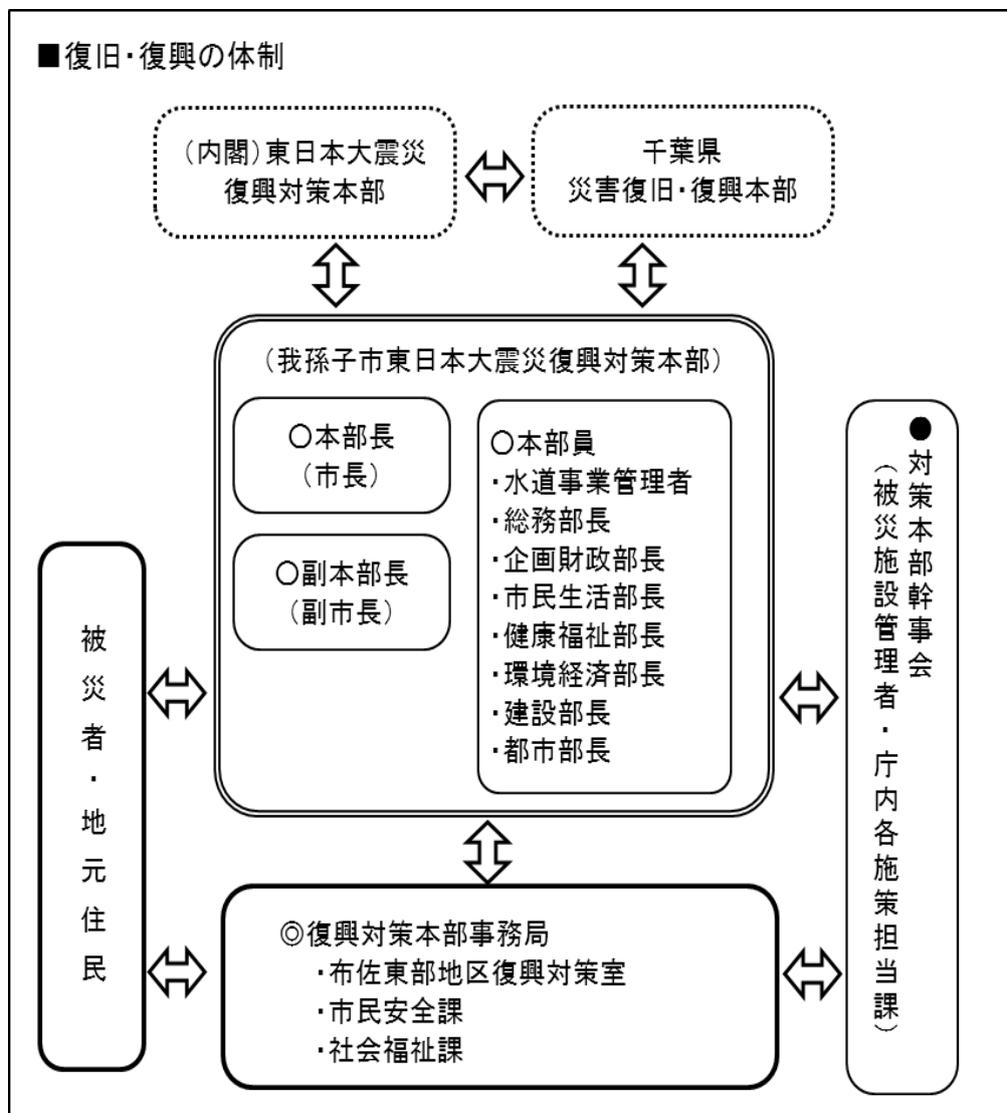
(給水車による生活用水の供給)

第4章 復興の実現に向けて

1 復興対策の進め方

我孫子市における復旧・復興対策事業は、「我孫子市東日本大震災復興対策本部」で進行を管理していきます。

また、事業の実施にあたっては、国の交付金制度等を可能な限り活用するとともに、国の復興対策本部及び千葉県の復旧・復興本部と連携して、確実に進めていきます。



2 復興スケジュール

※ 対象地区の重は地域再生重点地区、全は市内全域を示す。

| 施策コード | 復興の取り組み内容 内 容 | 分類 | 年 度 | | | | | 対象 地区 | 主な担当課 |
|-------------|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------|-------|
| | | | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | | |
| 1 | 市民生活の再建 | | | | | | | | |
| 1 - ① | 相談体制・情報提供の充実 | | | | | | | | |
| 1 - ① - I | 被害集中地区における相談窓口の開設 | 既事業 | ● | ● | | | | 重 布佐東部地区復興対策室 | |
| 1 - ① - II | 個別課題に対応する相談体制の充実 | 既事業 | ● | ● | | | | 全・重 布佐東部地区復興対策室 | |
| 1 - ① - III | 市広報、復興通信を活用した情報の提供 | 既事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 全・重 布佐東部地区復興対策室 | |
| 1 - ② | 建築物の再建・住宅修理への支援 | | | | | | | | |
| 1 - ② - I | 県支援策と連携した支援の実施 | 既事業 | ● | ● | | | | 全 市民安全課 | |
| 1 - ② - II | 利子補給制度の充実 | 既事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 全 建築住宅課 | |
| 1 - ③ | 被災者が生活できる場の確保 | | | | | | | | |
| 1 - ③ - I | 民間賃貸住宅入居者への家賃補助 | 既事業 | ● | ● | | | | 全 建築住宅課 | |
| 1 - ③ - II | 既存市営住宅の活用、新たな市営住宅の整備 | | | ● | ● | | | 全・重 布佐東部地区復興対策室 | |
| 2 | 生活基盤施設の復旧 | | | | | | | | |
| 2 - ① | 境界の復元 | | | | | | | | |
| 2 - ① - I | 一体的な境界確定測量の実施 | 既事業 | ● | ● | | | | 重 布佐東部地区復興対策室 | |
| 2 - ① - II | 測量成果の活用 | | | ● | ● | | | 重 布佐東部地区復興対策室 | |
| 2 - ① - III | 道路境界の復元（境界確定測量未実施部分） | 既事業 | ● | ● | ● | | | 全 道路課 | |
| 2 - ② | 被災公共施設等の本格復旧 | | | | | | | | |
| 2 - ② - I | 市道の復旧 | 既事業 | ● | ● | ● | | | 重・全 道路課 | |

| 復興の取り組み内容 | | | 年 度 | | | | | 対象 地区 | 主な担当課 |
|-----------|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-------------|
| 施策コード | 内 容 | 分類 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | | |
| 2 - ② - Ⅱ | 下水道施設の復旧 | 既事業 | ● | ● | | | | 重・全 | 下水道課 |
| 2 - ② - Ⅲ | 水道施設の復旧 | 既事業 | ● | ● | | | | 重・全 | (水道局)工務課 |
| 2 - ② - Ⅳ | 国道道復旧工事との調整 | 既事業 | ● | | | ● | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 | 魅力ある住宅地への再生 | | | | | | | | |
| 3 - ① | 被災家屋除却の促進 | | | | | | | | |
| 3 - ① - Ⅰ | 家屋解体で発生するがれきの処分 | 既事業 | ● | ● | | | | 全 | クリーンセンター |
| 3 - ① - Ⅱ | 被災家屋の除却の促進 | | | ● | ● | | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ① - Ⅲ | 家財の一時保管場所の確保 | | | ● | | ● | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ② | 液状化した宅地の復旧と対策 | | | | | | | | |
| 3 - ② - Ⅰ | 地域の実情に合った液状化対策の検討 | 既事業 | ● | ● | | | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ② - Ⅱ | 被災宅地の盛土支援 | | | ● | ● | | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ③ | 公共施設の再整備 | | | | | | | | |
| 3 - ③ - Ⅰ | 街区道路の再整備 | | | ● | | ● | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ③ - Ⅱ | 防災機能を備えた公園の再整備 | | | ● | | ● | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ③ - Ⅲ | 国道356号、県道千葉竜ヶ崎線の整備 | | | | ● | | ● | 重 | 千葉県 |
| 3 - ④ | 地域の特性を生かしたにぎわいづくり | | | | | | | | |
| 3 - ④ - Ⅰ | 利根川への歩行者・自転車動線の充実 | | | | ● | | ● | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ④ - Ⅱ | 空地を活用したポケットパークの整備 | | | | ● | | ● | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 3 - ④ - Ⅲ | 集会施設の整備 | | | ● | | ● | | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |

| 復興の取り組み内容 | | | 年 度 | | | | | 対象 地区 | 主な担当課 |
|-------------|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-------------|
| 施策コード | 内 容 | 分類 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | | |
| 3 - ④ - IV | 被災事業者への再建支援 | | | ● | ● | | | 重 | 商工観光課 |
| 3 - ⑤ | 市民主体の地域づくりへの支援 | | | | | | | | |
| 3 - ⑤ - I | 地区計画制度を活用したルールづくりの検討 | | | ● | ● | | | 重・全 | 都市計画課 |
| 4 | 災害に対応できる地域づくり | | | | | | | | |
| 4 - ① | 液状化対策の推進 | | | | | | | | |
| 4 - ① - I | 液状化ハザードマップの作成 | 既事業 | ● | ● | | | | 全 | 市民安全課 |
| 4 - ① - II | 液状化対策に関する情報の収集・提供 | 既事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 全 | 市民安全課 |
| 4 - ② | 避難所・避難路の整備 | | | | | | | | |
| 4 - ② - I | 避難所の整備（避難所の耐震化と危険建築物の改築） | 既事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 全 | （教育）総務課 |
| 4 - ② - II | 避難路の安全性の確保 | | | ● | ● | ● | ● | 全 | 道路課 |
| 4 - ② - III | 利根川堤防への避難経路の確保 | | | ● | ● | ● | ● | 重 | 布佐東部地区復興対策室 |
| 4 - ② - IV | 県道千葉竜ヶ崎線の整備促進 | 既事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 重 | 千葉県 |
| 4 - ③ | 震災を教訓とした防災体制の整備 | | | | | | | | |
| 4 - ③ - I | 地域防災計画の見直し | 既事業 | ● | ● | | | | 全 | 市民安全課 |
| 4 - ③ - II | 地域の実情に合った備蓄品の整備 | 既事業 | ● | ● | ● | ● | | 全 | 市民安全課 |
| 4 - ③ - III | 確実な情報伝達手段の整備 | | | ● | ● | ● | | 全 | 市民安全課 |
| 4 - ③ - IV | 地域防災組織等への配備品の充実 | | | ● | ● | ● | | 全 | （消防）警防課 |
| 4 - ③ - V | 飲料水備蓄施設の整備 | | | ● | ● | ● | | 全 | （水道局）工務課 |
| 4 - ③ - VI | 災害記録の整備 | 既事業 | ● | ● | ● | ● | ● | 全 | 秘書広報課 |

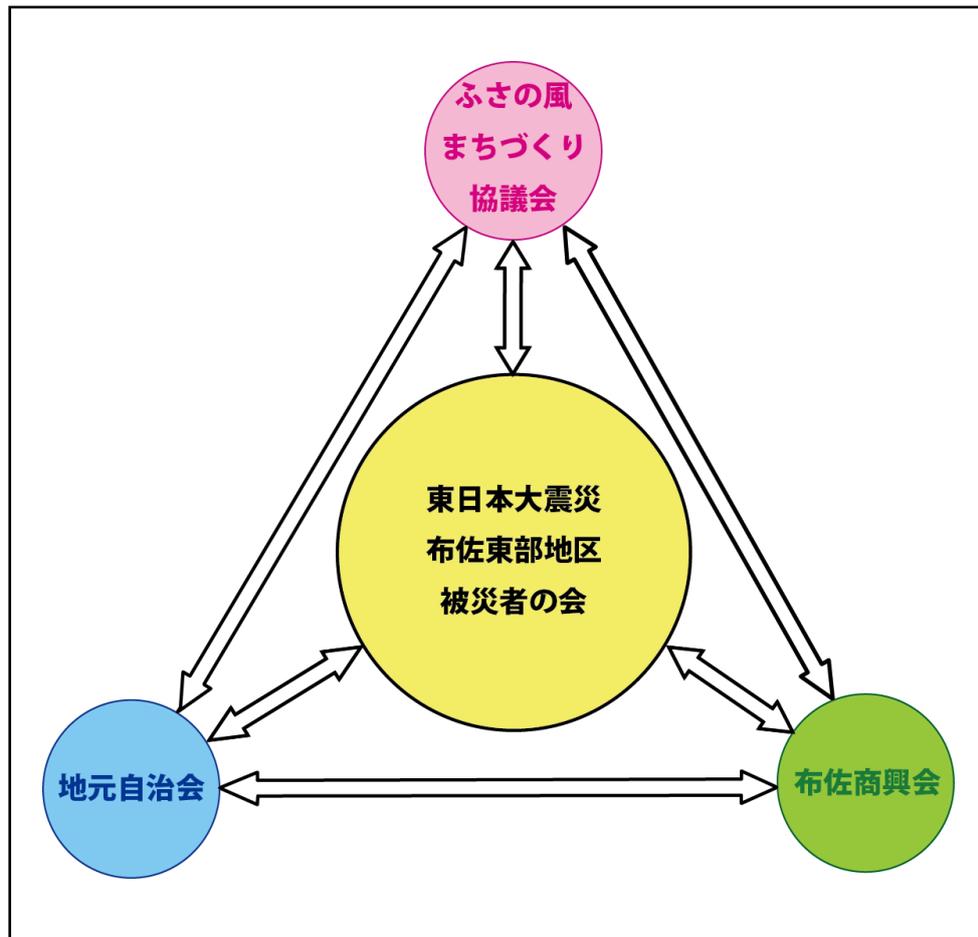
3 復興に向けた地域との連携

被害集中地区の復興を円滑かつ確実に進めていくためには、被災者を含めた地域との連携が不可欠です。

地域との連携について、市は現地に設置している布佐東部地区復興対策室の事務所を拠点として行います。また、被災者によって設立された「東日本大震災布佐東部地区被災者の会」が復興に関する地域の核へと発展できるよう、積極的に協力していくとともに、地域住民や事業者が独自に進める復興に対し、必要な支援を行っていきます。

さらに、高齢者だけの世帯が多い当地区においては、今後も一時的な市民ボランティアの需要が想定されることから、ボランティア活動が盛んな我孫子東高等学校との連携を強化していきます。

■被災者の会を核とした地域の復興推進体制イメージ



我孫子市復興計画
～東日本大震災からの復興をめざして～

発行 2012年（平成24年）4月

我孫子市都市部布佐東部地区復興対策室

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子 1858 番地

TEL : 04-7185-1111（代表）

04-7185-2462（布佐東部地区復興対策室）
